

青森県報

第二千三百二十八号

平成十六年
五月十九日
(水曜日)

目次

告 示

保安林の指定予定	(林政課)	一
保安林の指定解除	(同)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	二
青森県国土調査事業補助金等交付規程の一部を改正する規程	(農村整備課)	二
公有水面埋立ての免許の出願の要領	(漁港漁場整備課)	四
右 同	(同)	五
道路の区域の変更	(道路課)	七
道路の供用の開始	(同)	七
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(健康福祉政策課)	七
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)	八
開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課)	八
収用委員会		
収用の裁決手続開始の決定	(監理課)	八

告 示

示

青森県告示第三百八十三号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一(一) 保安林予定森林の所在場所
五所川原市大字持子沢字隠川六九五の五、六九五の三八、六九五の九六、六九五の九七
- 一(二) 保安林指定の目的
干害の防備
- 一(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二(一) 保安林予定森林の所在場所
五所川原市大字持子沢字隠川六九五の五、六九五の三八、六九五の九六、六九五の九七
- 二(二) 保安林指定の目的
公衆の保健
- 二(三) 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

青森市大字横内字鏡山一四の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林解除の理由

鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字湯舟町字若山一九五の二四七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林解除の理由

指定理由の消滅

青森県告示第百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎二〇の二三四、二〇の二三五、二〇の二三六、二〇の二三七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百八十七号

青森県国土調査事業補助金等交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県国土調査事業補助金等交付規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

第一条中「国土調査事業等」を「国土調査事業」に改める。

第二条の見出しを「（国土調査事業）」に改め、同条中「国土調査事業等」を「国土調査事業」に改め、「並びに地籍活用GIS推進事業実施要領（平成十四年四月一

日付は国土国策六百三十六号国土交通省土地・水資源局長通知。以下「要領」として、
 について地籍活用GIS推進事業」を記す。
 第二条の三中「採択に市町村が設置し、採択に採択にGIS推進事業を行うこと取
 ちの経費」を記す。
 第三条採択にGIS推進事業の要領を記す。
 第一号採択の要領中

「(地籍活用GIS推進事業の場合)

地区名	事業対象面積	事業区分	事業費	負担区分		備考
				県	市町村	
	㎡	システム構築	円	円	円	
		データ整備				
		計				

を記す。回覧式の別紙の注4を記す。5を付して、
 第二号様式(第4条関係)

1 収入の部 収 支 予 算 書

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金 (負担金)	円	円	円	円	
市町村費等					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
直接経費	円	円	円	円	

費					
費					
費					
費					
計					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第二号様式(第4条関係)
 「(地籍活用GIS推進事業の場合)

地区名	事業区分	進捗よ率	備考
	システム構築		
	データ整備		
	計		

を記す。
 第二号様式(第10条関係)

第8号様式(第10条関係)

事業費精算書

1 収入の部

区 分	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金 (負担金)	円	円	円	円	

市町村費等								
計								

2 支出の部

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
直接経費	円	円	円	円	
費					
費					
附帯経費					
費					
計					

注1 補助金（負担金）の交付の対象となる経費以外の経費は、精算額から除くこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第九号様式

「（地籍活用GIS推進事業の場合）」

地区名	事業対象面積 km ²	事業区分	事業費 円	負担区分		備 考
				県	市町村	
		システム構築	円	円	円	
		データ整備				
		計				

を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第百八十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十六年五月十日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、鯉ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

西津軽郡鯉ヶ沢町大字浜町一 番一地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位（東京湾中等潮位プラス・五八一メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

の地点 鯉ヶ沢港北防波堤灯台（北緯四 度四七分 八秒）（東経一四 度一

二分四二秒）（X座標＝八七三九七・五四四）（Y座標＝マイナス五二

四六一・七八九）から二六七度一分一八秒五 五・二二一メートル

の地点

の地点 地点から五八度二六分 秒五・九八メートルの地点

の地点 地点から八八度五三分一九秒三一・八九メートルの地点

の地点 地点から一七九度二二分三三秒七八・八六メートルの地点

の地点 地点から二六九度二二分三 秒一・八二メートルの地点

3 面積

一、五七六・九七平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

西津軽郡鰯ヶ沢町大字浜町一 番一地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位(東京湾中等潮位プラス・五八一メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

の地点 鰯ヶ沢港北防波堤灯台(北緯四 度四七分 八秒)(東経一四 度一

二分四二秒)(X座標"八七三九七・五四四)(Y座標"マイナス五二

四六一・七八九)から二六七度二 分一八秒五 五・二一一メートル

の地点

の地点から五八度二六分 秒五・九八メートルの地点

の地点 地点から八八度五三分一九秒八五・五七メートルの地点

の地点 地点から一七九度二二分三三秒七九・一七メートルの地点

の地点 地点から二六九度二二分三 秒五五・五 メートルの地点

3 面積

五、八一七・五八平方メートル

四 埋立地の用途
漁港施設用地

青森県告示第三百八十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十六年五月十日公有水面の埋立ての免許の申請があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、深浦町役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字関字柝沢九三番地一一号から、同町大字関字柝沢一 番

地一号を経て、同町大字関字柝沢一 八番地六号に至る間の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び の地点と②の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。

の地点 二等三角点(玉五) 追上(X座標八二八一・二 八メートル、Y座

標マイナス六四 八・六 メートル)(北緯四 度四四分三六秒

一四九・東経一四 度四分二八秒四三 八)から七六度三分五一秒

一八二五・九八メートルの地点

の地点 地点から二八度五九分一九秒一・一五メートルの地点

の地点 地点から一七七度四〇分五二秒一五・五メートルの地点

の地点 地点から一三一度五 分三三秒二七・三メートルの地点

の地点 地点から二六度二〇分七秒二七・三 メートルの地点

の地点 地点から一二二度九分二一秒二三・五六メートルの地点

の地点 地点から一二〇度一四分五三秒二三・五六メートルの地点

の地点 地点から一一九度三分四二秒二七・六六メートルの地点

の地点 地点から一九度三分四二秒八・一九メートルの地点

の地点 地点から一一九度三分四二秒五五・一六メートルの地点

の地点 地点から一一 度三分四二秒六・八四メートルの地点

の地点 地点から二八五度五九分五三秒二一・九五メートルの地点

- の地点 地点から二八七度四五分二四秒五・二四メートルの地点
- の地点 地点から二九二度一五分三四秒七・一三メートルの地点
- の地点 地点から二九七度三分一五秒二・四九メートルの地点
- の地点 地点から二九五度三八分三四秒五・一九メートルの地点
- の地点 地点から二八七度四五分三三秒七・七四メートルの地点
- の地点 地点から二七一度四六分四六秒四・四六メートルの地点
- の地点 地点から二八三度五 分二五秒四五・五六メートルの地点
- の地点 地点から一九 度四七分四三秒一・八三メートルの地点
- ⑲の地点 地点から二七六度二五分一九秒二・六一メートルの地点
- ⑳の地点 地点から二七 度二六分三一秒一・七五メートルの地点
- ㉑の地点 地点から二五一度三一一分四四秒二・一五メートルの地点
- ㉒の地点 地点から二五一度 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㉓の地点 地点から二九一度三分一六秒三・四一メートルの地点
- ㉔の地点 地点から二五度三分七秒七・四一メートルの地点
- ㉕の地点 地点から三四九度四六分四一秒二・二二メートルの地点
- ㉖の地点 地点から三五度一八分一七秒 七七メートルの地点
- ㉗の地点 地点から三 度三三分二一秒三三・六九メートルの地点
- ㉘の地点 地点から三 八度三七分二秒三 九六メートルの地点
- ㉙の地点 地点から二九五度五 分一秒五・七四メートルの地点
- ㉚の地点 地点から三 九度四三分一五秒一 五八メートルの地点
- ㉛の地点 地点から三三三度四七分六秒三・五四メートルの地点

3 面積

三、一四九・五六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字関字柝沢九三番地一一号から、同町大字関字柝沢一 番 地一号を経て、同町大字関字柝沢一 八番地六号に至る間の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びアの地点とメの地点を直線で結ぶ線により囲まれた区域。

アの地点 二等三角点(玉五) 追上(X座標八二八一・二 八メートル、Y座標マイナス六四 八・六 メートル)(北緯四 度四四分三六秒

一四九、東経一四 度四分二八秒四三(八)から七五度五八分二秒一八三・四メートルの地点

イの地点 アの地点から二九度七分四五秒五・七四メートルの地点

ウの地点 イの地点から二八度四分四六秒四・五一メートルの地点

エの地点 ウの地点から二七二度二七分四二秒一・二一メートルの地点

オの地点 エの地点から二八度五二分八秒五一・九 メートルの地点

カの地点 オの地点から二二二度四七分四秒二三・一九メートルの地点

キの地点 カの地点から一九度三六分三 秒三三・四八メートルの地点

クの地点 キの地点から一九度三分二九秒二二・七一メートルの地点

ケの地点 クの地点から二九度三分四二秒八・一九メートルの地点

コの地点 ケの地点から一九度三分四二秒六 一六メートルの地点

サの地点 コの地点から一九度三分四二秒一 八四メートルの地点

シの地点 サの地点から二八五度五九分五三秒二一・九五メートルの地点

スの地点 シの地点から二八七度四五分二四秒五・二四メートルの地点

セの地点 スの地点から二九二度一五分三四秒七・一三メートルの地点

ソの地点 セの地点から二九七度三分一五秒二二・四九メートルの地点

タの地点 ソの地点から二九五度三八分三四秒五・一九メートルの地点

チの地点 タの地点から二八七度四五分三三秒七・七四メートルの地点

ツの地点 チの地点から二七一度四六分四六秒四・四六メートルの地点

テの地点 ツの地点から二八三度五 分二五秒四五・五六メートルの地点

トの地点 テの地点から一九 度四七分四三秒一 八三メートルの地点

ナの地点 トの地点から二七六度二五分一九秒二・六一メートルの地点

ニの地点 ナの地点から二七 度二六分三一秒一・七五メートルの地点

ヌの地点 ニの地点から二五一度三一一分四四秒二・一五メートルの地点

ネの地点 ヌの地点から三三三度四 分四 秒二・五六メートルの地点

ノの地点 ネの地点から二九一度三分一六秒三・四一メートルの地点

ハの地点 ノの地点から二五度三三分七秒七・四一メートルの地点

ヒの地点 ハの地点から三四九度四六分四一秒二・二二メートルの地点

フの地点 ヒの地点から三五度一八分一七秒 七七メートルの地点

ヘの地点 フの地点から三 度三三分二一秒三三・六九メートルの地点

ホの地点 ヘの地点から三 八度三七分二秒三 九六メートルの地点

マの地点 ホの地点から二九五度五 分一秒五・七四メートルの地点

ミの地点 マの地点から三 九度四三分一五秒一 ・五八メートルの地点
 ムの地点 ミの地点から三三度四七分六秒三・五四メートルの地点
 ヌの地点 ムの地点から四 度三一分三秒二七・三メートルの地点

3 面積
 四、二二六・五六平方メートル

四 埋立地の用途
 漁港施設用地

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地 の 幅 員	敷地 の 延 長	備考
1	国 道	四五四号	後	前	後	前		
2	県 道	名川階上線	後	前	後	前		

青森県告示第三百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年六月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-----	---------	---------

青森県告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年六月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

国道 四五四号	敷地 の 幅 員	敷地 の 延 長	備考
三戸郡新郷村大字戸来字雨池二一の九八から三戸郡新郷村大字戸来字雨池二一の九八まで	一一・〇〇メートルから一一・五〇メートルまで	九四〇・〇〇メートル	平成一六・五・一九
三戸郡南郷村大字中野字志民長根二三の六から三戸郡南郷村大字中野字家口二四の二まで	一三・〇〇メートルから一四・〇〇メートルまで	九四〇・〇〇メートル	"

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

青森県立保健大学清掃作業等業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立保健大学事務局総務課

青森市大字浜館字間瀬五八の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十六年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

キョウワプロテック株式会社

福島県福島市五月町三の二〇

六 契約金額

千六百九十七万七千三十円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十六年二月十三日

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、荒屋平土地改良区の定款の変更を平成十六年五月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
十和田市東十五番町九七の一、九七の二、九七の三、九七の四、九七の五、九七の六、九七の七、九七の八、九七の九、九七の一〇、九七の一〇から九七の二二まで及び九七の二三から九七の二七まで	十和田市東十三番町一七の四 有限会社シティーホーム

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十六年五月十九日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

一 起業者の名称

弘前市

二 事業の種類

弘前広域都市計画道路事業三・三・二号富士見町撫牛子線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等別表のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名 有限会社中田商事 代表取締役 中田好子

住所 青森県弘前市大字植田町三番地一

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十六年五月十日

別表

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しよ とする土地 の面積(㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
青森県弘前市 大字土手町	101番 1	宅 地	宅 地	246.52	246.52	22.81

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭